

2025年度  
運輸安全マネジメントに対する取り組みについて  
(船舶)



2025年4月1日

# 【運輸安全マネジメント】

社是である「腕よりも心で運転」をモットーにお客様には安心と安全をご提供いたします。

## 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 日の丸リムジングループは輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、「腕よりも心で運転」を社是として、輸送の安全がお客様への第一のサービスであることを、全社員に徹底している。
2. 従業員の安全輸送に関する声を真摯に受け止め、現場、営業所の状況を十分踏まえ、全社員に輸送の安全確保が最重要であることを徹底している。
3. 運輸安全マネジメント(P, D, C, A)を確実に実施し、全社員が一丸となり業務を遂行し絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

## 輸送の安全に関する重点施策

1. 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守致します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を行います。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有致します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。

## 防災の基本方針

1. 社員とその家族等の安全確保、車両の安全確保を第一とする。
2. 国、地方等の機関と連携して共同対処により実効性を確保する。
3. 運行一時休止の場合、早期再開に向け会社の重要機能、重要業務の維持・継続を図り、機能の損失等があった場合にはその早期復旧に努める。

## 令和7年度年間事故防止目標

- 重大事故ゼロの継続
- 関係法令・規則の遵守
- 船体・車両故障の減少

## **【事業者情報】**

### **事業者名**

日の丸自動車興業株式会社

### **本社**

東京都文京区後楽1丁目1-8

### **とうきょうスカイツリー駅前営業所**

東京都墨田区業平1丁目17-6

### **お台場SKYツーリストインフォメーション**

東京都江東区青海1丁目2-1

### **横浜日本丸営業所**

神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目1-1

**事業開始日**：2012年11月14日

**旧中川荒川周遊航路許可日**：2012年12月20日

**横浜港周遊航路許可日**：2016年8月12日

**東京港周遊航路許可**：2017年8月2日

## **●地域旅客船安全協議会加入状況**

**【東京】** 東京海上防犯協議会

**【東京】** お台場海浜公園スロープ利用者協議会

**【横浜】** 関内関外活性化協議会

**【共通】** 日本旅客船協会、関東旅客船協会

## **【船舶情報】**

### **安全に係る設備**

- ・救命胴衣：大人用44着、こども用12着
  - ・救命浮器：6名用2艇
  - ・救命浮輪：1個
- 緊急時の通信手段
- ・携帯電話（docomo）

## 船舶検査の受検状況

- ・直近受検した船舶検査の受検年月
- ・SKYDUCK-3(令和3年6月17日)
- ・SKYDUCK-5(令和3年6月3日)
- ・SKYDUCK-6(令和4年7月25日)
- ・SKYDUCK-7(令和4年10月18日)
- ・SKYDUCK-8(令和4年12月23日)
- ・SKYDUCK-9(令和3年12月1日)
- ・SKYDUCK-10(令和7年10月23日)

## 損害賠償保険に関する内容

- ・船客傷害賠償保険賠償限度額：一人あたり1億円
- ・契約期間：2025年4月1日～2026年3月31日

## 安全性向上に向けた自主的な取組

- ・同一エリアの事業者1社と非常時の連絡体制を構築
- ・自主的な船舶点検毎日実施、3週に1回の程度の頻度で定期メンテナンスを実施
- ・避難訓練、誘導訓練を毎年実施

## 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

- ・**安全統括管理者**  
運行・車両管理部統括部長 (令和4年12月1日)
- ・**運行管理者(横浜)**  
都市観光部営業推進課課長代理 (令和5年12月1日)
- ・**運行管理者(東京)**  
都市観光部営業推進課課長代理 (平成30年6月15日)

## 【事故情報】

過去五年間の事故件数0件

## 旅客の遵守事項

### 〈乗船旅客に対する遵守事項〉

旅客は以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- ② 指定の場所以外での喫煙その他火気の取り扱いは禁止されていること。
- ③ 操舵室は、航行中、立入りが禁止されていること。
- ④ 船内においては、船長その他乗組員の指示に従うこと。
- ⑤ 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

### 〈乗船旅客に対する遵守事項等の周知〉

船長は、旅客が乗船している間、適宣の時間次の事項を放送等により周知しなければならない。

- ① 旅客の禁止行為が提示されている場所及びその主要事項
- ② 救命胴衣の格納場所、着用方法
- ③ 非常の際の非難要領(非常信号、避難経路等)
- ④ 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- ⑤ 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと